

自然災害等に伴う休所に関する基本的な考え方

- 1 次に掲げるいずれかに該当する場合など、利用者の安全・安心や施設運営が困難となると指定管理者が判断する場合には、川崎市少年自然の家条例第7条の規定に基づき、青少年支援室に対し報告し、協議を行ったうえで、総合的な判断のもと、休所する。
 - (1) 長野県富士見町において、概ね1週間以上継続的に降雨が続く場合及び、台風等の影響による大雨警報等の発令、高齢者等避難の発令又は土砂災害警戒情報の発表の可能性が予測される場合
 - (2) 長野県諏訪地域に、特別警報又は暴風警報の発表の可能性が予測される場合

- 2 休所する場合は、指定管理者は次のとおり対応する。
 - (1) 休所日当日に既に利用中の利用者の避難は、指定管理者が策定する避難確保計画に基づき実施する。
 - (2) 帰宅交通手段を確保できる利用者で、かつ帰宅を希望する場合は、指定管理者が把握している道路状況等を踏まえつつ、利用日程を繰り上げ、帰路につかせる。
 - (3) 利用予定者に対しては、電話等により連絡を行い、休所する旨を通知する。